

大泉町総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大泉町が発注する公共工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が大泉町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者に決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事は、公共工事の品質を確保するため、入札参加者の施工能力等（工事成績評定、同種工事の施工経験等をいう。以下同じ。）と入札価格を総合的に評価することが妥当だと認められる工事とする。

(対象工事の決定)

第3条 町長は、大泉町建設工事等入札審査会の審議を経た後、総合評価落札方式により入札を行う工事を決定するものとする。

(入札方法)

第4条 総合評価落札方式により入札を行うときは、条件付き一般競争入札又は指名競争入札によるものとし、政令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設定し、実施するものとする。

(評価の方法)

第5条 総合評価落札方式による評価（以下「総合評価」という。）は、次の各号による評価点を合算したもの（以下「総合評価点」という。）に基づき、行うものとする。

- (1) 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点
- (2) 価格以外の評価点 施工能力等から算定した評価点

2 総合評価点並びに価格点及び価格以外の評価点は、総合評価点算定基準（別記）に基づき算定するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第6条 町長は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ2人以上の学識経験

を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならないものとする。

- (1) 総合評価点算定基準を定めようとするとき。
- (2) 前号の意見聴取において、総合評価点算定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合に、落札者を決定しようとするとき。

（総合評価点算定基準の決定）

第7条 町長は、前条の意見聴取の結果を考慮し、総合評価点算定基準を決定するものとする。

（評価項目算定資料の提出）

第8条 町長は、総合評価落札方式により公共工事を発注しようとする場合において、入札に際し、以下に掲げる価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「評価項目算定資料」という。）の提出を求めるものとする。

- (1) 評価項目算定資料の提出について（別記様式第1号）
- (2) 価格以外の評価点算定表（別記様式第2号）
- (3) 企業工事成績評定一覧（別記様式第3号）
- (4) 企業施工実績評価資料（別記様式第4号）
- (5) 災害時等地域貢献実績評価資料（別記様式第5号）
- (6) 配置予定技術者工事成績評定（別記様式第6号）
- (7) 配置予定技術者施工実績評価資料（別記様式第7号）

2 入札者は評価項目算定資料を町長の指定した日までに提出しなければならない。

3 提出した評価項目算定資料の変更は認めないものとする。

（落札者決定の方法）

第9条 総合評価落札方式で定める落札者決定の方法は、次によるものとする。

- (1) 入札者のうち、次のいずれの要件も満たす者を審査対象とするものとする。
 - ア 評価項目算定資料を提出した者
 - イ 入札書が無効でない者
- (2) 前号に定める審査対象者のうち、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札者を対象に総合評価を行うものとする。
- (3) 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。

- (4) 総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、総合評価点が最も高い者が2者以上いる場合は、当該者に連絡のうえ、くじ引きにより落札候補者を決定するものとする。
- (5) 入札者が共同企業体の場合は、共同企業体の構成員ごとに評価項目算定資料の提出を求め、価格以外の評価点は構成員ごとの価格以外の評価点に出資比率を乗じた点数（小数点以下第3位未満は、四捨五入するものとする。）を合計した点数とするものとする。

（落札者の決定等）

第10条 町長は、落札候補者を落札者に決定するものとする。ただし、第6条の規定に基づき学識経験者から落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、当該意見聴取後に落札者を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により落札者を決定したときは、入札の方法別に次のとおり入札参加者に通知するとともに、総合評価落札方式に関する評価調書（別記様式第8号）により公表するものとする。

- (1) 電子入札による入札の方法 ぐんま電子入札共同システムにより入札参加者に通知する。
- (2) 前号の方法以外の入札の方法 落札者決定通知書（別記様式第9号）により入札参加者に通知する。

（入札参加者への周知）

第11条 町長は、この要領に基づき総合評価落札方式による入札を実施する際は、入札参加者に対し次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用すること。
- (2) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。
- (3) 評価項目算定資料の提出に関すること。
- (4) 総合評価点算定基準及び落札者の決定方法に関すること。
- (5) 審査結果の公表に関すること。
- (6) 最低制限価格に関すること。

（価格以外の評価内容の確保）

第12条 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為が

あった場合には、町長は、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることができる。

(秘密の保持)

第13条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月29日から施行する。

別記

総合評価点算定基準

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、以下すべてを満たす者について、次の算式により算定する。

- ①入札書が無効でない者
- ②予定価格の制限の範囲内の者（失格となった者を除く。）

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

2 価格点の算定方法

(1) 価格点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = 86 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

〔小数点以下第3位未満を四捨五入〕

(2) 入札価格は各入札者の入札金額とし、入札価格及び予定価格は、いずれも消費税を含まないものにより算定する。

3 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は14点満点とし、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）について、次の評価点算定基準に基づき算定した評価点の合計とする。

【企業関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
① 企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する、大泉町発注工事の種類別工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	4.5点	80点以上	4.5点
		65点を超え80点未満	$(\text{平均値}-65) \times 4.5 / 15\text{点}$ <small>(小数点以下第3位未満四捨五入)</small>
		65点以下	0点
② 企業施工実績 同種工事を元請として施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。 同種工事は、「4」の要件による。 ※「4」に要件を記入する。	2.0点	5年以内の実績有り	2.0点
		5年を超える実績有り	1.0点
		実績無し	0点
③ 災害時等地域貢献実績 入札日現在における、大泉町との間で災害応急対策業務に関する協定等の有無、入札日の属する年度の前年度から過去3年間及び当該年度においては評価項目算定資料提出日までの間に、災害時の応急対策等、大泉町が管理する社会資本の維持管理に関し、緊急出動の実績により評価する。	1.5点	協定等有り	0.5点
		協定等無し	0点
		災害時の応急対策等、緊急な出動があった場合は、上記に加点する	1.0点
小計	8.0点		

【技術者関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
④ 配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として携わった、入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する、大泉町発注工事の種類別工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の最高点により評価する。 対象となる評定点がない場合は、最高点を65点とみなす。	3.5点	80点以上	3.5点
		75点以上 80点未満	2.5点
		70点以上 75点未満	1.0点
		65点を超え 70点未満	0.5点
		65点以下	0点
⑤ 配置予定技術者施工実績 同種工事を主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。 同種工事は、「4」の要件による。	1.5点	5年以内の実績有り	1.5点
		5年を超える実績有り	1.0点
		経験無し	0点
⑥ 配置予定技術者の所有資格 資格の取得状況により評価する。	1.0点	6-1に示す資格を所有	1.0点
		6-2に示す資格を所有	0.5点
		無し	0点
小計	6.0点		
合計	14.0点		

4 価格以外の評価項目における同種工事は、次の条件に該当する工事とする。

<p>（記載例） ※記入すること。原則、過去10年間とする。</p> <p>平成〇〇年以降に、国内において完成引き渡し完了した、国、県、市町村、（旧）日本道路公団（現）東日本高速道路株式会社発注の工事</p>
--

5 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験等について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。
なお、配置予定技術者の工事成績評定、施工経験及び所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。
- (2) 工事成績評定（企業項目①、技術者項目④）については、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までに竣工した、□□□□工事とする。
※〇〇（年）□□□□（工事種別：土木一式、鋼構造物等）を記入する。
- (3) 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験（企業項目②、技術者項目⑤）につい

ては、原則、過去10年間とする。

6-1

【土木一式工事・舗装工事】

- ア 1級土木施工管理技士
- イ 1級建設機械施工技士
- ウ 技術士（以下の技術部門／選択科目のもの）

技術部門	選択科目
建設	特になし
農業	農業土木
森林	森林土木
総合技術監理	建設
	農業－農業土木
	森林－森林土木

【建築一式工事】

- ア 1級建築施工管理技士
- イ 1級建築士

6-2

【土木一式工事・舗装工事】

- ア 2級土木施工管理技士
- イ 2級建設機械施工技士

【建築一式工事】

- ア 2級建築施工管理技士
- イ 2級建築士

年 月 日

大泉町長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

評価項目算定資料の提出について

下記の工事について、次のとおり評価項目算定資料を提出します。

記

1 工事名

2 工事箇所

3 評価項目算定資料

- ・ 価格以外の評価点算定表（別記様式第2号）
- ・ 企業工事成績評定一覧（別記様式第3号）
- ・ 企業施工実績評価資料（別記様式第4号）
- ・ 災害時等地域貢献実績評価資料（別記様式第5号）
- ・ 配置予定技術者工事成績評定（別記様式第6号）
- ・ 配置予定技術者施工実績評価資料（別記様式第7号）

【連絡先】 担当者 所属

氏名

電話番号

F A X

別記様式第2号（第8条関係）

価格以外の評価点算定表

工事名： _____

商号又は名称： _____

配置予定技術者名： _____

評価項目		区分		評価点 (点)	提出書類	提出枚数
企業 関係	工事成績評定	対象工事件数 (A) : (件)		(C)	・ (別記様式第3号) 企業工事成績評定一覧 ※評価点については、下記4を参照の上、算出すること。	枚
		合計点 (B) : (点)				
		平均点 : (点)				
	企業の施工実績	有り	無し		・ (別記様式第4号) 企業施工実績評価資料 ・ 内容を証明できるもの (別記様式第4号「注」を参照)	枚
災害時等へ の地域貢献	協定等	有り	無し		・ (別記様式第5号) 災害時等地域貢献実績評価資料 ・ 内容を客観的に証明できるもの (実施報告書、写真等)	枚
	出動実績	有り	無し			
技術 者 関 係	工事成績評定	最高点 : (点)			・ (別記様式第6号) 配置予定技術者工事成績評定	枚
	施工経験	有り	無し		・ (別記様式第7号) 配置予定技術者施工実績評価資料 ・ 内容を証明できるもの (別記様式第7号「注」を参照)	枚
	所有資格	(所有資格名)			・ 合格証明書の写し	枚
		合計点				

注1 自己評価点を記入すること。

2 区分の欄は、該当する項目を□で囲むとともに、対象工事件数等必要事項を記入すること。

3 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の者（いずれの者も入札参加資格要件等を満たす者に限る。）を配置予定技術者とすることができる。この場合、本書はすべての技術者数分作成すること。

4 複数の者を配置予定技術者とすることは、配置予定技術者の工事成績評定、施工経験及び所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。

5 企業関係の工事成績評定 評価点(C)は下記により算出すること。

平均点 ①80点以上 : 4.5 (点)

②65点を超え80点未満 : (合計点(B) / 対象工事件数(A) - 65) × 4.5 / 15 (点) 小数点以下第3位未満は、四捨五入

③65点以下 : 0 (点)

企業工事成績評定一覧

工事名： _____

商号又は名称： _____

件数	工 事 名	工 事 箇 所	工 期	請負金額 (円)	工事成績 評定点(点)	受注形態
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
				合計点		

- 注1 入札日の属する年度の前年度から過去3年間に竣工した大泉町発注工事で、当該発注工事の総合評価点算定基準に示す工事の種類
の工事成績評定点を、すべて記載すること。対象工事件数が多い場合は、適宜、行数又は枚数を増やすこと。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 共同企業体の場合は、請負金額の全体額を記入すること。
- 4 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率〇〇%）と記載すること。

別記様式第4号（第8条関係）

企業施工実績評価資料

工 事 名： _____

商号又は名称： _____

建設業許可番号： _____

工 事 概 要 等	発注者名	
	工 事 名	
	工事箇所	
	請負金額	円（ 円）
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態	
	工事概要	
	CORINS登録の有無	・ 有（CORINS登録番号） ・ 無

- 注1 記載する同種工事の元請けとして施工した実績は、直近の1件でよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 請負金額の（ ）は、共同企業体の場合の請負金額の全体額を記入すること。
- 4 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率〇〇%）と記載すること。
- 5 工事概要は、評価点算定基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 6 CORINSの登録が無いものは、工事の内容を証明する資料として、契約書及び設計図書の写しを添付する。簡易CORINSの場合は、設計図書の写しを添付すること。

災害時等地域貢献実績評価資料

工 事 名： _____

商号又は名称： _____

1 協定等

協定等の内容	
協定機関名	
担当路河川名	

注1 入札日現在、大泉町との間で災害応急対策業務に関する協定等がある場合は、記載すること。特に協定等がない場合は、記載を要しない。

2 担当路河川名は、災害応急対策業務の担当する路線又は河川がある場合、記載すること。

3 記載は、1つの協定等（1路河川）のみで良い。

2 緊急出動実績

種 類	・除雪作業	・通行規制作業	・倒木処理	・土砂除去	・その他
路河川名					
期 間	年 月 日 ~		年 月 日		
内 容 (具体的に)					

注1 対象期間は入札日の属する年度の前年度から過去3年間及び当該年度においては評価項目資料提出日までの間とする。

2 記載は、1つの実績のみで良い。

3 当該災害時地域貢献の内容を客観的に証明できるもの（実施報告書、写真等）を添付すること。

※ 当該評価項目について協定等が無く、実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。

配置予定技術者工事成績評定

工事名： _____

商号又は名称： _____

配置予定技術者名： _____

工事名	工事箇所	工期	請負金額 (円)	工事成績 評定点(点)	受注形態

※ 商号又は名称	
※ 建設業許可番号	

- 注1 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「技術者」という。）について作成すること。
- 2 技術者を1人に特定できない場合は、複数の者（いずれの者も入札参加資格要件等を満たす者に限る。）を配置予定技術者とすることができる。この場合、本書はすべての技術者数分作成すること。
- 3 複数の者を配置予定技術者とする場合は、配置予定技術者の工事成績評定、施工経験及び所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。
- 4 現会社以外での実績により申請する場合は、上記の工事成績評定点を取得時に在籍していた会社の商号又は名称及び建設業許可番号を※に記載すること。
- 5 主任技術者又は監理技術者として携わった、入札日の属する年度の前年度から過去3年間に竣工した大泉町発注工事で、当該発注工事の総合評価点算定基準に示す工事の種類 of 工事成績評定点のうち、**最高点**のものを記載すること。
- 6 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 7 共同企業体の場合は、請負金額の全体額を記入すること。
- 8 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率〇〇%）と記載すること。

- 注1 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「技術者」という。）について作成すること。
- 2 技術者を1人に特定できない場合は、複数の者（いずれの者も入札参加資格要件等を満たす者に限る。）を配置予定技術者とすることができる。この場合、本書はすべての技術者数分作成すること。
 - 3 複数の者を配置予定技術者とする場合は、配置予定技術者の工事成績評定、施工経験及び所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。
 - 4 配置予定技術者の資格を証明できるものを添付すること。
 - 5 記載する評価対象工事の元請けとして施工した実績は、直近の1件でよい。
 - 6 工事概要は、評価点算定基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
 - 7 現会社以外での実績も対象とする。また、工事経験を有する工事は、企業施工実績評価資料（別記様式第4号）の工事と同一でなくてもよい。
 - 8 CORINSの登録が無いものは、工事の内容を証明する資料として、契約書及び設計図書の写しを添付する。簡易CORINSの場合は、設計図書の写しを添付すること。
 - 9 本書の提出日現在における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について記入すること。複数ある場合は、本書を従事工事数分作成すること。

第 号
年 月 日

様

大泉町長

印

落札者決定通知書

年 月 日に開札した総合評価落札方式による下記の競争入札について、
下記の者が落札した旨、通知致します。

記

- 1 入札名
- 2 落札者名
- 3 落札金額（消費税及び地方消費税を含まない。）